

岡山大学大学院環境生命科学研究科博士後期課程の長期履修に関する取扱内規

平成30年6月27日

専攻長会議承認

(趣旨)

第1条 この内規は、岡山大学大学院環境生命科学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第21条の2第2項に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関する取扱いについて、必要な事項を定める。

(在学期間及び最長在学年限)

第2条 長期履修は、博士後期課程に適用し、適用後の在学期間は、4年、5年又は6年とする。

2 最長在学年限は、岡山大学大学院学則第3条第2項に規定する年限とする。

3 長期履修を許可された者は、第5条（長期履修期間の変更あるいは取り止め）の許可にかかわらず、研究科規程第31条第2項に定める在学期間の短縮（いわゆる早期修了）は認めない。

(申請資格)

第3条 長期履修を申請することのできる者は、長期履修制度の適用開始時点で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- 一 本研究科博士後期課程に入学する者。あるいは入学又は進学後2年未満の者。
- 二 職業を有している者。（臨時的雇用及び非常勤雇用を除く。）あるいは、特別な事情のある者。

(申請手続)

第4条 長期履修の申請手続は、入学又は進学する者にあつては入学・進学手続期間までに、入学又は進学後2年未満の、4月入学の者にあつては2月末日までに、10月入学の者にあつては7月末日までに、次の各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- 一 「長期履修申請書」（所定様式）
- 二 長期履修制度を適用する上での「履修計画・研究計画書」（任意様式）

(長期履修期間の変更あるいは取り止め)

第5条 長期履修期間の変更あるいは取り止めは、4月入学の者は、変更あるいは取り止めを希望する年度の前年度の2月末日、10月入学の者は、変更あるいは取り止めを希望する年度の前年度の7月末日（例えば5年を4年に短縮する場合、3年の2月末日、あるいは7月末日、4年を5年に延長する場合は、3年の2月末日、あるいは7月末日）までに、次の各号に掲げる書類を提出して行うものとする。

- 一 「長期履修期間変更申請書」（所定様式）
- 二 長期履修を更に延長する場合は「履修計画・研究計画書」（任意様式）

2 長期履修期間の変更は、1回のみ可能とする。

(審査及び許可)

第6条 前2条の申請に係る審査は、教務FD委員会において行い、専攻長会議の議を経て、研究科長が許可する。

(授業履修の指導)

第7条 指導教員は、学生の長期履修期間に応じて授業履修が計画的に行われるよう必要な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この内規の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成30年10月1日から施行する。

指導（予定）
教員承認印

--

長期履修申請書

平成 年 月 日

大学院環境生命科学研究科長 殿

専攻 _____ 専攻

学生番号 _____ (注2)

氏名 _____ ㊟

下記により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修を申請します。

入学年度	平成_____年度
長期履修計画年数	_____年（4・5・6のどれかを記入） (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
申請理由	3年で博士後期課程 が修了できない理由 (履修、研究の時間が 制約される事情等)
連絡先	住所 〒 _____
	電話番号 携帯電話 (_____) _____ 固定電話 (_____) _____

注1) 長期履修計画・研究計画書（様式任意）を添付してください。

2) 入学予定者は、学生番号欄に受験番号を記入してください。

指導教員
承認印

長期履修期間変更申請書

平成 年 月 日

大学院環境生命科学研究科長 殿

専 攻 _____ 専攻

学生番号 _____

氏 名 _____ ㊟

下記により、長期履修期間の変更を申請します。

入学年度	平成_____年度
現在の長期履修 計画年数	_____年 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
変更後の履修 計画年数	_____年 (平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)
申請理由 変更、又は長期履修取 り止めの理由(長期履 修申請した際の理由 が変更・消滅した理 由)	
連絡先	住 所 _____
	電話番号 携帯電話 () _____ 固定電話 () _____

注) 更に長期の履修に変更する場合は、長期履修計画・研究計画書(様式任意)を、添付してください。